

東京大学大学院法学政治学研究科附属法・政治デザインセンター規則

2015年3月5日教授会
2024年12月12日教授会

(センター)

第1条 東京大学大学院法学政治学研究科附属法・政治デザインセンター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業及びそれに必要な事業を行うことにより、法学及び政治学を基礎から深化させるとともに、社会課題の解決に向けた法及び政治のデザインを推進することを目的とする。

- (1) ビジネスロー全般その他の法学及び政治学の分野における法律実務家その他のアクターとの連携協働による研究及び教育
- (2) 法学及び政治学における国際的な研究及び教育の推進
- (3) 外国法の調査に関する情報の提供
- (4) 法学及び政治学の分野相互間及び他分野との間における学際的な研究及び教育
- (5) 以上のほか、法学及び政治学の教育及び情報発信の方法及び領域の開拓

(センター長)

第2条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、法学政治学研究科長（以下「研究科長」という。）をもって充て、又は研究科長が任命する。研究科長がセンター長を任命するときは、センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 長は、センターを統括し、これを代表する。

(運営委員会)

第3条 センターに、これを運営するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第4条 センターの事務の処理については、別に定める。

(細則)

第5条 この規則に規定するもののほか、この規則の実施について必要な事項は、運営委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2025年4月1日から施行する。